

# 横浜事件 再審裁判を 支援する会

## 第3次請求

横浜地裁

**「再審開始」を決定**

**検察側は東京高裁に即時抗告**

**第4次請求は  
事件の全容解明と  
無実を求めて  
なお正面から  
「再審」をめざします！**

7月4日に集会

●会場は岩波セミナールーム

(東京・神保町)

◆詳しくは最終ページに

谷間の時代・  
一つの青春

小野貞さん



昭和初期、日本が「思想と良心の半獄」だった  
「暗い谷間」の時代、  
ヒューマニズムから非合法活動に飛び込み、  
ひたむきに生きた若い女性の記録。  
埋もれていた歴史の暗部が、  
今ここにみずみずしくよみがえる！

■第4次再審請求人の母  
故小野貞さんの本  
が出版されました！

◆詳しい紹介は5ページに

No.47

2003. 5. 22

〔事務局〕

〒101-0064  
東京都千代田区  
猿樂町1-4-8  
松村ビル401  
TEL03-3291-8066  
FAX03-3291-8066

▼さる4月15日、横浜事件第3次再審請求に対し、横浜地裁は「再審開始」を決定、新聞各紙は1面で大きく報道しました。

第1次再審請求から17年、2度にわたり門前払いを受けてきた再審の門が開かれたのですから、大きな喜びには違いありません。

しかし今回の地裁決定で、必ずしも「再審」実質裁判のやり直しになるとは限りません。

というのは、今回の決定が、有罪の原判決を下した裁判そのものの誤りを認めたものではないからです。

原判決を言い渡した裁判は一九四五（昭和20）年8月14日の日本の敗戦（ポツダム宣言受諾）のすぐ後に行われたのですが、日本の「民主化」を条件とする同宣言を受け入れた時点で、思想弾圧法規である治安維持法は実質的に失効しており、その失効した治罪法による裁判も無効、そのため旧刑訴法により「免訴」を言い渡す理由がある、というのが今回の地裁決定の内容です。

▼免訴とは、裁判打ち切りのことです。だから再審開始となっても、実質審理に入らぬまま、免訴・終了となる可能性があります。

そのことを、4月17日付の「東京新聞」も解説で次のように率直に指摘していました。

\*以下、次ページ下段へ

◆会員「更新」がまだの方は、今年もぜひ

引き続き会員になって下さい！

◆会費は年間（個人）2000円、（団体）5000円

★同封の振替用紙で、最寄りの郵便局からお振り込み下さい。

解説

# 治安維持法と「泊会議」

——幻の「泊会議」とともに崩壊する確定判決

第4次再審請求弁護団 横山裕之

## ◆治安維持法の第1条、10条

横浜裁判における小野康人さんの予審終結決定と確定判決を対比すると、疑問点や矛盾点が浮かび上がってきます。まず、確定判決では治安維持法第1条後段および第10条が適用されていますので、その条文を確認します。

第1条は「国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ七年以上ノ懲役ニ処シ情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ三年以上ノ有期懲役ニ処ス」となっており、第10条は「私

有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者若ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス」となっています。

第1条では「国体を変革すること」を目的とし、第10条では「私有財産制度を否認すること」を目的とするという違いがあります。が、いずれも「結社」の存在を前提としています。この「結社」が当時の日本共産党を指していることは明白です。そして小野さん是有罪とした確定判決では、認定した犯罪事実が「結社」の「目的の遂行の為にする行為」に該当すると判断しています。

（ヘレトリック）

「法律の失効は無罪を意味せず、予想される再審判決は、裁判打ち切りを意味するに過ぎない免訴だ。冤罪を訴えてきた関係者の中には釈然としない人もいるだろうし、ポツダム宣言前に有罪判決を受けた人は、今度の決定の論理をもってしては名誉回復の機会は得られない」

▼今回の決定は、ポツダム宣言受諾による治安維持法の失効を「再審開始」の理由として主張した第3次請求に対するものでした。では、私たちが取り組んでいる第4次は、何を求めているのでしょうか。これはあくまで裁判のやり直し、権力犯罪のからくりを暴露するとともに無罪を勝ちとることをめざした再審請求です。

第4次の請求人は、ご承知のように故小野康人氏（事件当時『改造』編集者）の遺児、小野新一、斎藤信子さんです。第1次請求が最高裁で棄却された後、原告団と弁護団、支援する会とで相談し、小野さんの遺族に請求人として立つ

てもらったのは、小野さんには奇跡的に「予審終結決定」と「判決」の二つがそろって残存していたからでした。

というのも、敗戦前後、占領軍による責任追及を恐れた裁判所は自ら横浜事件関係の資料を焼却湮滅したにもかかわらず、その「一件資料の不存在」を最大の理由に「棄却」したからです。

しかし、小野さんに関しては「資料がない」は通用しません。そう判断しての第2次再審請求でしたが、これも裁判所特有の形式論で棄却に終わりました。

▼そこで、再審事件のベテラン、佐藤博史弁護士らも加わり、新たな論理構成で挑戦しているのが、この第4次請求です。

第4次では、特高警察と思想検事による横浜事件総体の虚構を暴くとともに、治安維持法の乱用実態の告発をもめざしています。その中心となる「泊事件」と治維法の問題については、上の横山裕之弁護士の解説をご覧ください。

## ◆「結社」はすでになかった

一方、小野さんに対する予審終結決定を見ると、犯罪事実として一九四二年七月に紋座旅館と三笑楼でいわゆる「泊会議」が開催され、細川嘉六氏を中心とする「細川グループ」という「日本共産党再建準備会」なる秘密グループが組織されたと認定しています。そして、このグループの決定した方針に基づき、「雑誌『改造』への細川論文の掲載」及び「細川氏が檢舉された後の家族に対する20円の救援」を行ったと認定しています。

しかし、一九四二年時点で、治安維持法が想定している「結社」たる日本共産党が存在していなかったことは明白です。

そうなると「結社」が存在していない以上、本来治安維持法1条と10条を適用することはできないはずで

## ◆拡大解釈と拷問

ところが予審終結決定では、日本共産党という「結社」が存在していないのかかわらず、その「再建準備行為」も「結社の目的遂行行為」であるとして、拡大解釈をします。そして、小野さんたちの行為は「泊会議」において組織された日本共産党の「党再建準備会」の決定に基づく再建準備行為であるため「結社の目的遂行行為」であるとされたのです。

この拡大解釈自体も問題ですが、仮に予審終結決定を前提としても「日本共産党の再建準備行為」が認定できなければ「結社」のための「目的遂行行為」自体も認定できないこととなります。そして、これらの存在を認定するためには、実際に党再建準備会が組織され、党再建のための運動方針を決定をしたという「泊会議」の存在が重要かつ不可欠になるはずで

ここに、当時の特高警察が小野さんたちに凄惨な拷問を加えて「党再建準備会」である「泊会議」の供述を引き出そうとした動機もうかがえます。「党再建準備会」である架空の「泊会議」をねつ造しない限り、治安維持法に問えないからなのです。そして、拷問により小野さんたちが架空の泊会議の内容を供述し、その供述が予審終結決定の際に証拠とされたことも容易に想像がつかえます。

## ◆削除された「泊会議」

ところが、小野さんの確定判決を見ると、予審終結決定で認定している「泊会議」の部分が完全にすっぱりと削除されており「泊会議」を犯罪事実としては認定していません。そして、泊会議とは関係なく、「細川論文の掲載」と「細川家族の救援」という行為を「日本共産党の目的遂行行為」であると認定しているのです。

前述したように、そもそも「日

本共産党の再建準備行為」が認定できなければ、「結社」のための「目的遂行行為」も認定できないことになり、治安維持法1条と10条の適用はできないはずで

## ◆「義務」を放棄した裁判所

横浜事件が審理された一九四五年当時は、現行刑事訴訟法ではなく旧刑事訴訟法が適用されていた。この旧法の手続では、先ず予審を開いて捜査を行い、その上で裁判を開くことになっていました。裁判では「職権主義」を採用しており、「実体的真実」を発見することが裁判所の「義務」とされてきました。ですから、予審終結決定に掲げられた犯罪事実に関わりなく、裁判所が職権で犯罪事実を認定する権限と義務を有していたのです。

ところが、確定判決では、予審



細川嘉六先生のブロンズ像の彫刻家

# 西常雄先生を訪ねて

斎藤 信子

先日、支援する会事務局の金田さんの発案で西先生のお宅を金田さんと訪問しました。

実は当初この発案にはとまどいを覚えました。というのは、先生には私が生まれて100日という

赤ん坊の時にデッサンを描いて頂いたり、兄も又画用紙にクレヨンでふくろうを描いて頂いたり、何と言うか自分の生家を思い出す時、それは、その後の我が家の郊外への移転、そこでの突然の父の死から古く狭いアパートへ移り住んでの母の苦労の年月へと極めて私的な事に思いが繋がって、すぐ横浜事件として先生をお訪ねする気持ちにはなれませんでした。

◀ 細川先生のブロンズ像



▲ 西先生近影 (ご自宅で)



父存命中の私が9歳までの思い出の中に横浜事件は存在せず、事件のことを母から聞いたのは15歳位でしたし、1986年母が私達子供を育て上げた後、横浜事件再審裁判請求の原告に加わった事で、母は自らの原点へとその精神を集約していき、真相解明の為勉強する姿を傍らで見る事で私も十数年かけて事件について学び、原告を継ぐに至ったというのが本当のところなのです。

たかブロンズ像を制作することとなり、細川先生の自宅にデッサンに行った事、一つ目の像が铸物屋で石膏の段階で盗難に遭い(その方が出来が良かった)新聞記事になった事等いろいろかがいまして。掃り際に先生は隣接したアトリエに私達を案内してくださいました。そこには武者小路実篤、田中正造、牧水などのブロンズに混じり、私は写真でしか知らない伯父健人の像もあって驚きました。屈託のない可愛らしい奥様からは愛犬の思い出話をうかがったり、芸術家として青年のまま90歳を超えられた先生のお住まいの穏やかなたたずまいの中で時を過ごすうち、私もや々と自分の原風景の中の先生と再会出来たような安堵を覚え、西先生も又、父母と同じ過酷な時代を越えられたのだという感慨を覚えました。

西先生に今回お聞きしたお話の中で、先生ご自身、美大時代に運動をして治安維持法で捕まったこと、横浜事件の時は兵隊で中国奥地にいらした事、父康人とは父の兄の健人の紹介で会ったこと、細川先生には当時健人のやっていた東西出版で会い、何の記念であつ

## 小野 貞著 『谷間の時代・一つの青春』

## 誠実と信義に生きた青春

支援する会・事務局 片岡 修



▲若い日の小野貞さん

「警察で聞かれた時もそうでした。共産主義とはいかなる思想であるか、私は理解も把握もしてませんでした。……ただあの人たちの信念に燃えた生き方、行動に感激

し、非合法を知った上で参加し、自分の分を守っただけでした」  
(本書九五ページ)。

横浜事件の再審請求に原告の一人として加わり、そのお人柄から

原告団の中心的な役割をにない、再審の一日も早い実現を心待ちしながら、九五年六月に亡くなられた小野貞さんが、それまで誰にも語り明かすことのなかった、若き青春時代の体験を手記に遺されていました。

このほど娘の斎藤信子さんによつて清書され、梅田正己さんの解題が付されて、高文研から刊行されました。一人でも多くの人に読まれてほしい本です。

## ◆貴重な歴史の証言

描かれている体験の中心は、昭和初期の非合法活動です。当時のことを自らの体験として語ることでできる人は、もうほとんどいなくなっています。しかもその体験たるや、これまで歴史の暗部に埋もれてきた非合法活動下の女性の役割としての「ハウスキーパー」と呼ばれた任務に関することですから、自らの体験として語り明かす本書は、歴史の証言としてまことに貴重なものであり、大いに注目されてよいものです。

日本が思想と良心の牢獄国家だった「暗い谷間の時代」、一人の若い女性として小野貞さんはひたむきに生きました。村から一人合格した高等女学校を終えた小野さんが、旧来の家族や地域性ということを含めた時代状況の閉塞から一足早く抜け出そうと、自立への手探りの一歩をあゆみはじめます。それが上京と、タイピスト学校への就職でした。そしてそこで知り合った、社会変革に献身にする人々への尊敬からくる運動への援助・協力の申し出でした。

私生活の平安を投げ打ち、命をかけて(現に小野さんは特高に捕まり、拷問による取り調べを受けます)与えられた任務を忠実にこなします。誠意をつくした献身ぶり、潔癖な自己を守り通したその様子が細部に行き届いたみずみずしい筆致で描かれ、記憶力のすごさに驚嘆させられるとともに、著者の秀でた感性、誠実な人柄が伝わってきて、感動を覚えずに入られません。

あたかも小説を読むようなストーリーの展開に思わず引き込まれてしまいますが、真実の告白であることを確信させる作品になっています。

◆全体の構成は

筋立てを簡単に紹介すると――

▼プロローグ

▼故郷の日々――宮城県西北部の村に生まれ、仙台の高等女学校を了えたあと村の生活から「脱出」しての上京。

▼手を離れた風船――タイピスト養成学校を出ての会社勤め。仲間とにさそわれて築地小劇場通い。またエスペラント語やマルクス主義文献の学習会へ参加。

▼実践へ――友人の手引きで実践活動に入る。社会変革の活動をつづける人たちの姿に心打たれ、その戦列に連なりたいとの熱い思い。与えられた任務は特高警察の目を逃れての地下活動をたすける「ハウスキーパー」。

▼逃亡――特高の張り込み、尾行。緊迫した日々と逮捕されるま

でのいきさつ。

▼虞囚――連日の厳しい取り調べと追及。孤軍奮闘。

▼潮騒――拘留所生活。

▼走馬灯――釈放と父の出迎え。

▼帰郷――肩身のせまい日々。

▼かんこ花――東京から出迎えの人。

▼瓢箪から駒――信頼する人との生活のスタート。

▼エピローグ

★

以上で本書の紹介を終わりますが、一人でも多くの人に手にとってほしいと思います。読まれたら、またご友人に話してみても、一読を勧めてください。

（高文研発行。四六判上製・一四〇ページ。本体二二〇〇円）

■この本は支援する会・事務局でもあつかっています。定価は税込みで一六〇〇円ですが、会員の皆さんに限り、税抜き・送料込み一二〇〇円でお頒ちいたします。同封の振替用紙でお申し込みください。（以上）

### 会員の皆さんより

カンパを寄せられた方々

- △12月▽ 酒井広 横浜ペンクラブ 深代典子 熊谷浩一 若林しげの 原満三寿 佐々木陽子 永田誠 平館道子 実方義雄 大槻道夫 千葉良信 橘祐典 近藤正巳 佐川隆彦 小森修 横山新八 1月▽ 木口和夫 辻嶋佳宏 高田和言 窪田宏 上館良継 永田誠 △2月▽ 天野あぐり 永田誠 △4月▽ 小谷智樹 鈴木三男吉

### 会員の皆様の声

○ニュースを読みました。おめでとうという言葉は早いでしようし、これからの裁判の厳しい道のりを考えると喜んでみられないとは思いますが、やはり多くの人たちと共に今は喜びたいと思います。 森田敏彦

○このたびの再審決定に際し、治安維持法のポツダム宣言受諾による失効にまで踏み込んだことは極めて有意義と考えます。と同時に

に、現在国会で審議中の個人情報保護法案や有事立法の成立阻止とも関連付けて、幅広いたたかいを進めていくことが大変重要だと思います。 三渡草高

○戦争を風化させるな！ 遺児よ頑張れ！ 酒井 広

○長い長い闘いそしてそれを支援していらつしやる皆様本当にご苦勞様です。文中に再び「治安維持法の時代が近づいた今」とございしますが正にその通りだと思えます。共に頑張らなければと心引き締めています。遺児お二人に心から声援を送ります。若林しげの

○会費送金だけのお手伝いで申し訳なく思っていますが、社会教育概論の授業、近代教育の歩みのところでは毎年（わずかの時間ですが）とりあげています。島田修一

○何も出来なくて申し訳ありません。息の長い活動に敬意を表します。 田沼祥子

○年末に「横浜事件を巡って、全国」の法学者一〇八人が治安維持法に基づく判決は取り消されるべき

# 横浜事件の「真実」を解明する——集会

◆ビデオ上映 (約40分)

『証言・横浜事件』

—特高警察は何をやったか—

◆講演と弁護団報告

●7月4日(金)午後6時～8時半

●会場：岩波セミナールーム (東京・神保町)

第4次再審の実現をめざし、上記のように集会を開きます。皆様の御参加お待ちしております。詳細が決まり次第、改めてご案内いたします。

だとする声明を出した」の新聞記事を読みました。新しい年に運動の更なる拡がり、確かな前進があることを祈っています

実方義雄

○何もできず申し訳なく思っています。会費とカンパ含めて送金させてもらいます。

近藤正巳

○小野貞さんの本を読み、支援する会を知ったので賛同します。

小谷智樹

○再審決定よかったですね。『横浜事件・妻と妹の手記』を読み、会館のことを知りました。まだこの住所でよいか不安ですので問い合わせ致します。ささやかですがこれから支援の輪に加わらせて頂きます。

東 廣史

○再審決定、心から喜んでいきます。いよいよこれからですね。

島田修一

○頑張ってください。無罪勝ちち取る最後の勝利を確信しております。

山川次郎

## 事務局より

☆更新をまだお済みでない方は、封筒の名前下に会費切れ、と書かせていただきます。どうか更新をよろしく願います。

☆第三次の地裁決定は、マスコミ各紙に大きく取扱われ、反響を呼んでいます。この勢いを第四次につなげて早くよい決定を得たいと思います。

☆五月二十日に判事と弁護団の面談があります。面談の後、申立て人の小野新一さんと斎藤信子さんを交えて記者会見を行う予定です。その結果は次号で紹介いたします。

☆二月末に西常雄先生をお訪ねしました。私が西先生をお訪ねしたいと思ったのは、旭町で観たブロンズ像に製作者の並々ならぬ細川嘉六氏への思いを感じたからです。

ブロンズ像が、どのような経緯で作製されたのか、細川嘉六氏との関わり、また横浜事件当時又はその後でも、氏より聞かれたこと

がおありかどうか等、お聞きしました。印象的だったのは美大時代、学校にセクトを作ろうと運動をし三年の停学を受けた先生は、学校を信じてはいないが、親孝行のために卒業した(父上は美大出身)ということや、二度にわたる徴兵、敗戦と共に一年あまりの抑留生活。最も印象的だったのは、「細川先生を尊敬している」という言葉でした。そして結びの言葉が、奥様と共に「横浜事件というのは必ず決着をつけてくれないといけませんね。裁判として決着つけないといけません」でした。

## 入会の申し込み・会費納入先

〒101-0064 千代田区猿樂町1-4-6 松村ビル

横浜事件を支援する会

tel/fax 03-3291-8266

〈年会費〉個人：2000円、団体：5000円

●郵便振替 00130-7-150641

●銀行振込 みずほ銀行九段支店

普通預金口座 1478864 「横浜事件再審裁判を支援する会」